

## 第 1 回検討会における委員の主な御意見

- 都道府県ナースセンターでは、医療機関がどの程度の求人があるのか調査し、病院の離職者や、在宅の者の就業希望等も調査した上で、これらの情報を活かして相談員がきめ細かな対応を行っている。
- 資料によれば未就業者が再就職先を探す際に、民間職業紹介所を利用する者は少なく、最近の医療現場に慣れていない人やフルタイムの就業が困難な人に頼りにされているのではないか。
- 都道府県ナースセンターは、看護の職場、現場を分かる、技量を持った相談員が丁寧に地域の実情に応じた対応を行っているが、十分な効果を挙げていくには、予算を確保し、人員面の強化を図る必要がある。
- 働いている看護師に対して、ナースセンターが看護職員にとって情報ネットワークの基盤であるという周知が十分ではないのではないか。
- 就業支援に当たっては、現在の看護協会のネットワーク、ハローワークに加えて、例えば、学校養成所を運営している医師会など関係団体も協働で取り組んで必要がある。
  
- ナースセンターは、離職前から活用できるため、結果として看護職員の定着促進に寄与しないこともあるのではないか。
- 東京都ナースセンターでは、小規模の病院（200 床以下）に確保支援員を派遣するとともに、ナースバンクの職員も一緒に行って状況を聞き、ナースバンクに繋げるという事業を行っている。
- 再就職希望者の研修を求人を出している中小病院を含めた医療機関で実施すると、かなりの率でその病院に就職している。
- 就業実績は、医療機関からの転職なのか、潜在看護職員が就業したのか、統計的に区分すべきではないか。
- ナースセンターによる紹介で求人充足率が高いのは臨時雇用（イベントへの対応等）であって、その他は求人充足率が低いのではないか。
- 大都市に看護職員が集中しがちであるが、地域で看護職員が不足しているところへ対応されるべきではないか。

- 都道府県ナースセンターは県庁所在地にしか置かれていないので、県内各地域の医療機関から利用されていないのではないかと。
- ナースバンク事業の運営方法については工夫が必要であるが、紹介にかかるコストが看護師育成や医療機関に負担とならない無料職業紹介の制度は、人材確保法が制定されたとき以上に必要性があり、継続させるべきだと思う。
- 社会保険から診療報酬として支払われたものの中から民間の職業紹介業者に高い手数料として取られていくのは望ましくなく、ナースセンターが、生命と健康を守るインフラとして無料職業紹介を行うことは重要である。
- 看護職員の就職支援は、すべての職業の斡旋を行うハローワークだけではなく、医療現場のスタッフの確保に特化した事業が必要だが、もっと事業の質を高めていくことが期待されている。
- 看護職員に対する無料職業紹介事業については、補助金を出すことも考えるとどこか1つを指定するという仕組みはやむを得ない。
- 中央ナースセンターの指定については、人材確保法ができたときと比較して手続面での透明性が強く求められているのではないかと。
- 都道府県ナースセンターは、ナースバンク事業だけではなく、各種の事業を実施しており、これらを有効に組み合わせることでナースバンクの機能も向上する。
- 指定に当たっては、普及啓発や情報収集についても条件とした上で公募を実施し、結果として日本看護協会が指定されるというのでなければ理解できない。
- NCCSというコンピュータシステムがあるとしても、その部分は再委託されているのだから、中央ナースセンターとして他に代わるべき法人がないというのはいかがか。
- 日本看護協会は、中央ナースセンター事業に補助金以上の支出を行っており、同事業を継続しているとしてもそのことは「特定の法人が既得権として長期にわたり指定による業務を実施」しているとは言えないのではないかと。